

令和6年度岩手県市町村GX推進会議実務者会議



---

# 地域脱炭素化促進事業について

---

令和6年12月18日

東北地方環境事務所 地域脱炭素創生室



# 「地域脱炭素化促進事業」とは（温対法第2条6項）

- 地域脱炭素化促進事業は、下記A～Dの4つの要素（取組）から構成される。
- 事業者が作成した再エネ導入事業の計画が、市町村策定の実行計画に適合しているなどの要件に該当する場合、地域脱炭素化促進事業として市町村から認定される。

## 地域脱炭素化促進事業の構成

**A**

### 地域脱炭素化促進施設の整備

地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーを利用する  
地域の脱炭素化のための施設の整備

#### 再エネ発電設備

- 太陽光
- 風力
- 中小水力
- 地熱
- バイオマス

#### 再エネ熱供給設備

- 地熱
- 太陽熱
- 大気中の熱その他の自然界に存する熱
- バイオマス

※再エネ海域利用法や港湾法等において規律される海域における洋上風力発電設備は除く。  
※再エネ発電設備、再エネ熱供給設備に付随する設備又は施設を含む。

**B**

### 地域の脱炭素化のための取組

区域内の温室効果ガス排出削減等につながる取組（左記の施設整備と一体的に実施）

自治体出資の地域新電力会社を通じた再エネの地域供給

EV充電施設の整備

環境教育プログラムの提供

※上記はイメージの一例

**C**

### 地域の環境の保全のための取組

#### 【取組例】

- 希少な動植物の生息・生育環境保全のための取組
- 景観への影響をなくす・最小限に留めるための取組
- 騒音による住居等への影響に配慮した取組

**D**

### 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

#### 【取組例】

- 地元の雇用創出や保守点検等の再エネ事業に係る地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
- 収益等を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組

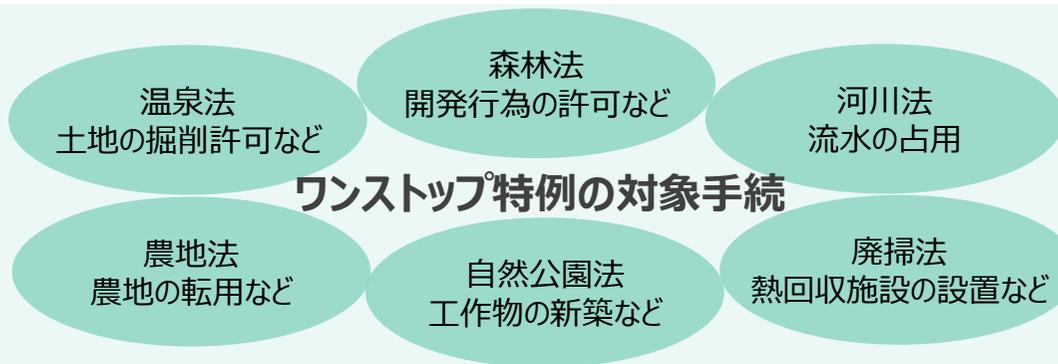
# 地域脱炭素化促進事業制度の活用による利点・効果



## 特に事業者の利点

### ワンストップ特例の活用 環境アセス手続き一部省略

- 複数機関への個別調整が市町村による一括手続きに代替され、**簡略化**
- 必要プロセスの短縮による**迅速化・省力化**



### 農山漁村再エネ法の特例

地域脱炭素化の促進や農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を含む地方公共団体実行計画を定めた場合等に、農山漁村再エネ法に基づく**各種特例の適用が可能**。

酪農振興法  
集約酪農地域内の草地の形質変更

海岸法  
海岸保全区域における施設の新設等

漁港漁場法  
漁港区域内での工作物の建設等

など

## 特に地方公共団体への効果

### 地元関係者との合意形成

- 協議会において地元関係者との合意の一括形成が可能。**トラブルの未然防止**に。

### 地域環境・地域資源の保全

- 環境に配慮した立地誘導を促進し、**環境破壊を回避**。
- 環境配慮要件を事業者に求めることができ、**環境共生型事業を実現**。

### 再エネの地域貢献

- 地域貢献要件の設定により、事業者に対して地元雇用や災害時対応等、**地域貢献策を求めることが可能**

## ヒント

### 再エネ導入による 地域貢献事例

熊本県合志市では、再エネ導入（太陽光）により得られた**売電収入の一部を農業振興に還元**しており、用水路の改修や調整池の維持管理、農業の6次産業化支援に充てている。

# 地域脱炭素化促進事業の認定事例

- 富山県氷見市は、市内遊休地（道路工事の残土置き場となっていた農地）を促進区域として設定。
- 市内の氷見ふるさとエネルギー株式会社がオフサイトPPA方式にて、北陸電力が市内の需要家に供給する地域脱炭素化促進事業計画を申請し、令和5年11月に市が認定。自然環境保全の調和や売電収入の一部を農業用施設の整備へ活用する等といった、地域共生型再エネの導入拡大を図っている。

## 認定地域脱炭素化促進事業計画の主な内容

### ○地域脱炭素化促進事業の目標

地域脱炭素化促進事業による温室効果ガスの排出の量の削減見込量：1,736t-CO<sub>2</sub>/年

### ○地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

太陽光発電設備 2,500kW  
（想定年間発電量：3,478MWh/年）

### ○地域の環境の保全のための取組

- （1）自然環境保全との調和：地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響をおよぼすことがないよう、必要に応じた影響の調査、検討等を行う。
- （2）景観の保全の維持及び向上：地域住民や有識者から必要に応じ意見を聴取し、景観が損なわれることのないよう、適切な配慮を行う。
- （3）安全対策：風雨や地震等による地域脱炭素化促進施設の破損や土砂流出への対策といった安全性の確保等を行うよう必要な措置を講ずるとともに、問題が発生した際には、責任を持って問題の解決を行う。

### ○地域の脱炭素化のための取組

オフサイトPPA方式にて、北陸電力が氷見市内の需要家（事業所）に供給

### ○地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

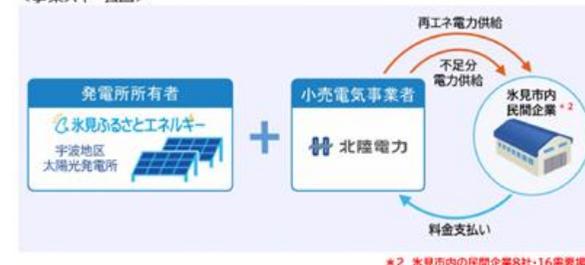
売電収入の一部を活用して、地元の農業用施設（用水路、法面等）の整備への活用を図る。



## 検討の経過

令和4年6月～令和5年1月	氷見市脱炭素化推進協議会にて促進区域の設定等に向けた協議
令和5年3月	氷見市が市内遊休地を促進区域とする地方公共団体実行計画（区域施策編）策定
令和5年8月	氷見ふるさとエネルギー（株）による地域脱炭素化促進事業計画の申請
令和5年11月	氷見市が地域脱炭素化促進事業計画を認定

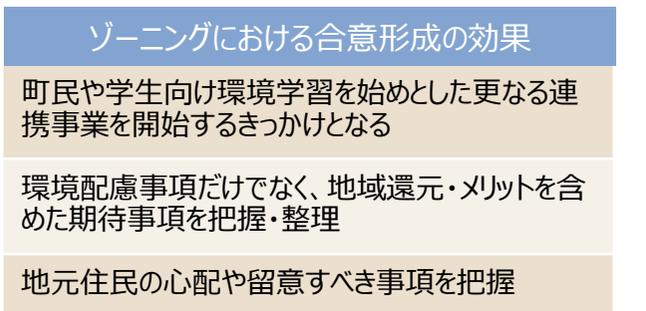
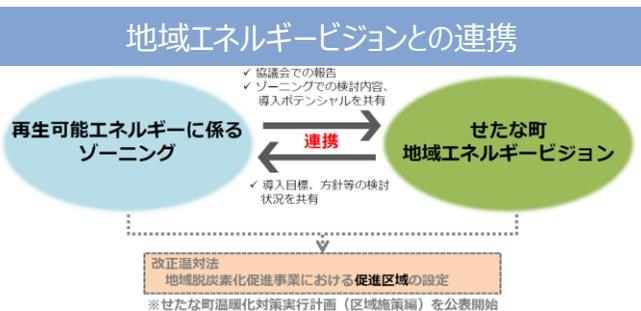
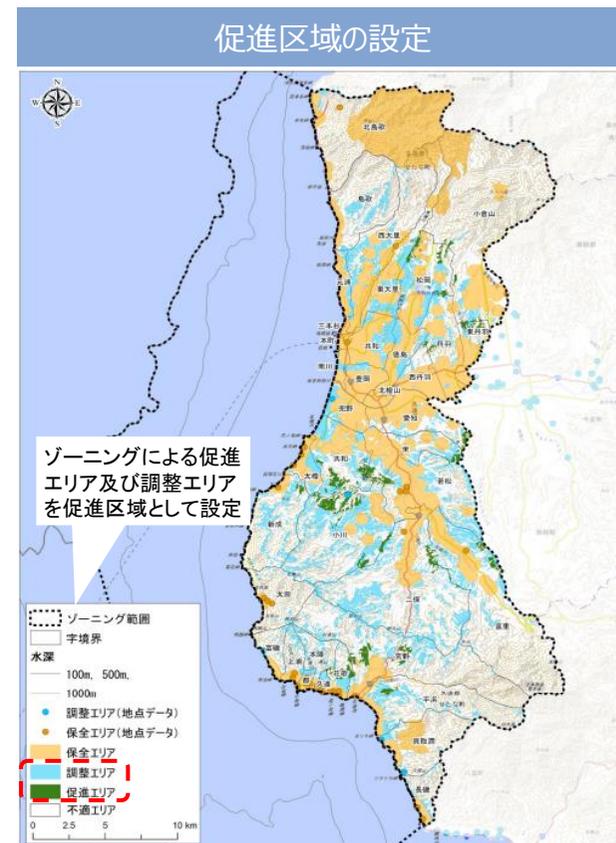
<事業スキーム図>



## 参考事例：ゾーニング手法を活用した促進区域の設定（北海道せたな町）

- せたな町では、無秩序な開発を抑制することを目的として、環境保全を優先するエリアと導入が可能なエリアとを明確化するために、ゾーニングマップを作成。また、せたな町地域エネルギービジョンにおける導入目標を見据えながら、ゾーニング結果を促進区域に反映。
- 協議会や地元説明会を通じて、地域の環境の保全のための取組や、事業者へ期待する地域貢献策等を整理し、地域との合意形成を図った。

既存情報の収集	
区分	整備した環境情報
事業性	風況、日射量 環境省風況マップ(陸上)、NEDO風況マップ(陸上)、NeoWins風況マップ(洋上)、年平均日射量
	標高、傾斜区分、斜面方位、地上開度、水深
自然環境	貴重な動植物の生息・生育地 海の重要野鳥生息地(マリンIBA)、生物多様性の観点から重要な高い海域(重要海域)、薬場、特定植物群落、巨樹・巨木、植生園(総尺1/2.5万)、植生自然度、保護林
	地形・地質 日本の典型地形、表層地質図、河川、津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域(河川、ため地)、山地災害危険地区、土砂災害危険箇所、海底質(岩礁の分布)
社会環境	景観資源、主要な眺望点・身近な視点場、長距離自然歩道
	歴史・文化 指定文化財、埋蔵文化財包蔵地
その他	土地利用状況 土地利用区分、原野・雑種地、国有林、民有林、農地(田、畑)、遊休農地、学校跡地、牧場、井戸、指定避難所
	法令等による指定地 保護水面、内水面漁業権、自然公園地域、鳥獣保護区、保安林、農薬農用地区域、用途地域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害(特別)警戒区域、環境緑地保護地区等、騒音・振動規制区域、漁業種設定区域、港湾区域、漁港区域、河口規制区域(さけます)
その他	基礎情報 航空写真、地籍図、海面、赤色立体図



# 促進区域の設定事例②

## 参考事例：ゾーニング手法を活用した促進区域の設定（富山市/太陽光）

- ・ 促進区域設定に関する国の基準に加え、環境の保全等に配慮した市の条例、地域の自然的または社会的な条件等も考慮のうえ市域全体をゾーニングし、促進区域を設定。
- ・ 同時期に、富山県基準（富山県カーボンニュートラル戦略）が検討されており、必要に応じて、富山県に照会をかけることで、富山県基準との整合を図った。

### 【対象となる地域脱炭素化促進施設の種類及び規模】

太陽光発電施設、出力50kW以上（ただし、建物の屋根に設置するものを除く。）

【促進区域】市における「促進区域に含めることが適切でない区域」を除外したエリア

### 促進区域に含めることが適切でない区域

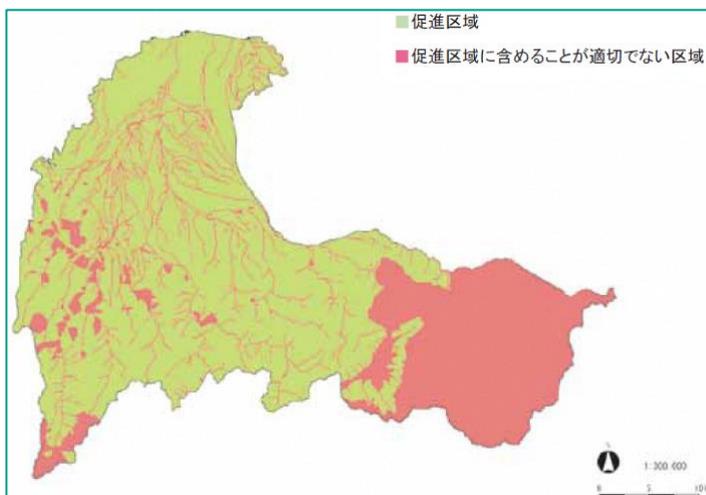
国基準・富山県基準

富山市が定める基準

- ✓ 富山市景観まちづくり条例に基づく「景観まちづくり推進区域」等

太陽光発電施設に関する景観形成基準を明文化

富山市景観まちづくり計画の改定



※「生息地等保護区のうち管理地区」及び「砂防指定地」については指定範囲を示す資料がないため上の図に含めていない。

### 検討の経過

令和4年4月  
～12月

#### 実行計画・促進区域について検討

- ・関係各課へヒアリング
- ・事業者等関係者へのヒアリング

令和4年  
12月

（参考 富山県の動き）  
富山県環境審議会カーボンニュートラル戦略策定小委員会  
・富山県基準案の提示

令和5年1月

#### 富山市環境審議会

- ・富山市地球温暖化対策推進計画の策定（促進区域の設定）について審議

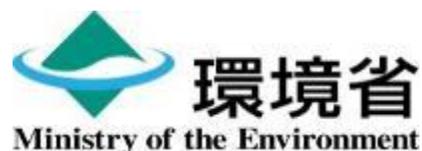
令和5年3月

#### 富山市地球温暖化対策推進計画の策定

（参考 富山県の動き）  
富山県カーボンニュートラル戦略（富山県基準）の策定

# ご清聴ありがとうございました。

お問い合わせ



東北地方環境事務所 地域脱炭素創生室

E-mail : [CN-tohoku@env.go.jp](mailto:CN-tohoku@env.go.jp)

Tel : 022-207-0734

便利なサイト

地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

[https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/index.html](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/index.html)